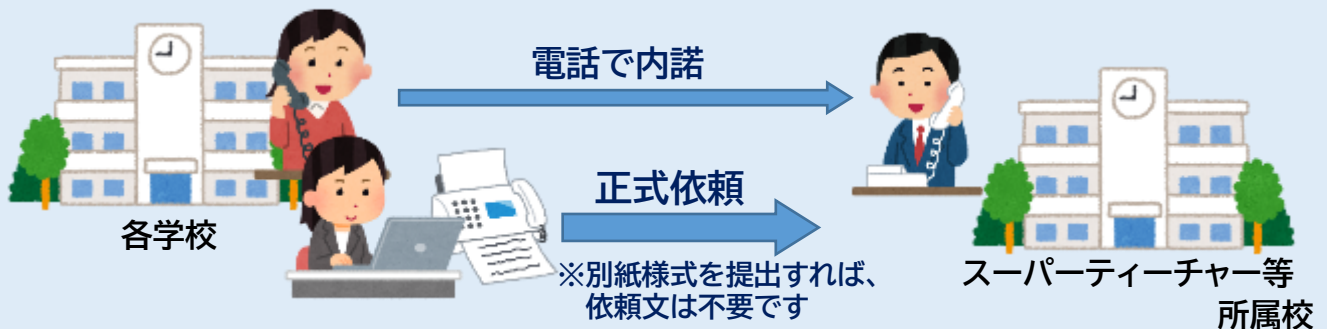
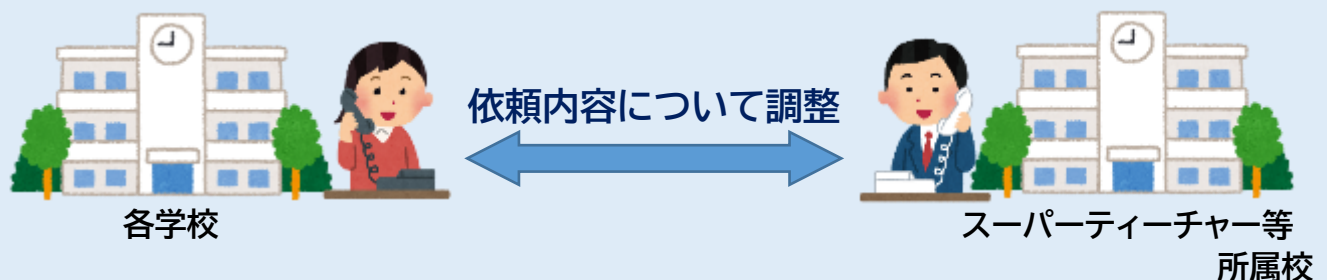


## 市町村立スーパーティーチャー等への依頼・実施の流れ

- ① スーパーティーチャー等の所属校へ電話し、スーパーティーチャー等の内諾を得た後に、別紙様式に記入の上、FAXまたはメールにより、スーパーティーチャー等所属校へ依頼



- ② 依頼内容の詳細については、スーパーティーチャー等と連絡を取り合い決定



- ③ 依頼内容の実施

※依頼内容の例



- スーパーティーチャー等は、巡回型・拠点校型で活動範囲等が違います。別添の紹介及び下記の活動内容等を確認の上、依頼してください。
- スーパーティーチャー等の業務の都合上、依頼に対応できない場合があります。できるだけ早めに依頼する、予備日を提示する等、対応しやすい配慮をお願いします。

【参考】 スーパーティーチャー等の活動範囲・条件について

	巡回型ST	拠点校型ST等
活動範囲	県北・県央・県南の各ブロックを基本としつつも県内全域可	自校や近隣校を中心
条件	通常業務に支障のない範囲で活動 旅費は、ST側で負担可能(上限あり)	校内業務に支障のない範囲で活動 旅費は、ST等側で負担不可(依頼校で負担)